

令和7年度市民まちづくり活動促進テーブル

第1回本部委員会

会 議 録

日 時：2025年6月23日（月）午後3時開会
場 所：札幌エルプラザ 2階 会議室1・2

1. 開 会

○事務局（西山市民自治推進課長） 本日は、ご多忙の中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻を少し過ぎましたが、令和7年度市民まちづくり活動促進テーブル第1回本部委員会を開催いたします。

私は、札幌市市民自治推進課長の西山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員会の開催に際しまして、妻倉委員と下山委員からは欠席のご連絡を、また、池田委員からは30分ほど遅れるとの連絡をいただいているところです。吉岡委員については、現在、確認中でございます。

それでは、会議を始めるに当たり、市民自治推進室長の奥木よりご挨拶をさせていただきます。

○奥木市民自治推進室長 市民自治推進室長の奥木でございます。

4月から前任に替わりまして着任しております。

本日は、促進テーブル本部委員会にお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今年度第1回目の会議でございますけれども、昨年度からさぼ一とほっと基金の課題と見直しの方向性についてご議論いただいております。今日は団体指定助成制度をテーマにし、後ほど説明させていただきますが、今年度は3回から4回の会議を開催できればと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（西山市民自治推進課長） なお、本日の会議は公開で行われるため、後ろの席に市民やマスコミの方がいらっしゃることもあります。また、この会議の内容につきましては、後日、札幌市のホームページに会議録として掲載することになります。そのため、各席には録音するための機器を接続したマイクを置かせていただいておりますので、発言される際にはマイクを使うようお願いいたします。

続きまして、皆様のお手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、1枚目が次第、2枚目が座席表、3枚目からが説明資料になりますが、まず、さぼ一とほっと基金の課題及び見直しの方向性について、団体指定助成制度について、市民まちづくり活動促進テーブルの令和6年度実績及び令和7年度予定という資料がお手元にあるかと思えます。

続きまして、本日の流れについてご説明いたします。

本日の議題は一つですが、団体指定助成制度に関する内容についてになります。そのほかに二つの連絡事項がございます。

それでは、早速ではございますが、本日の議事に入らせていただきます。

議事につきましては、札幌市市民まちづくり活動促進テーブル規則第5条第2項により委員長が議長を務めることとなっておりますので、倉知委員長をお願いいたします。

2. 議 事

○倉知委員長 それでは、議題（１）のさぼーとほっと基金の団体指定助成制度に関する見直しについてに移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 市民活動促進係長の下宮です。

ご説明をさせていただきます。

まず初めに、今年度、皆様にご審議いただく予定の項目について説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。

こちらは、昨年度の会議でまとめていただきましたさぼーとほっと基金の課題及び見直しの方向性について（案）に、これまでの見直し状況について説明を追記したものです。

網かけをしている1の冠基金の取扱い、5の申請、報告、6の審査の在り方については昨年度ご審議をいただき、おおむね見直しを行ったところです。

今年度は、残る2の団体指定助成、3、4の助成対象経費についてご審議をいただきたいと考えております。

本日はこの後、2の団体指定助成について事務局から説明をさせていただきます、ご審議いただきたいと考えております。

それでは、本日の議題である団体指定助成制度についてご説明いたします。

資料2-1をご覧ください。

まずは、さぼーとほっと基金の概要として、寄附と助成の種類についてご紹介します。

左上の表をご覧ください。

さぼーとほっと基金の寄附には、目的や寄附者の意向に応じて幾つかの種類がございます。

一つ目は、指定なし寄附です。これは、広くまちづくり活動を応援したいという思いから行われる寄附です。

二つ目は、分野指定寄附です。こちらは、寄附者が支援したい分野を指定するもので、表の1から4の四つの分野がございます。

三つ目は、テーマ指定寄附です。こちらは、現在、寄附の受付を停止しております。

四つ目は、団体指定寄附です。これは、さぼーとほっと基金に登録している団体を指定して行う寄附です。

令和7年4月時点で306団体が登録されております。

さらに、冠基金制度があります。こちらは、寄附額が個人で500万円以上、企業などで100万円以上の場合、希望により寄附者や企業名などを冠した冠基金を時限的に設置することができるものです。

さぼーとほっと基金の寄附の特徴についてご説明いたします。

まず一つ目は、寄附者が自分の思いにかなう寄附の行き先を選ぶことができる点です。

団体や分野を指定できますので、あのまちづくり活動を応援したいという思いが尊重されます。

また、二つ目は、さぼーとほっと基金への寄附は、札幌市、つまり地方公共団体への寄附として税制上の優遇措置が受けられる点です。法人の場合は法人税が、個人の場合は所得税と個人住民税の負担が軽減されます。

次に、助成の種類についてご紹介します。

右側の表をご覧ください。

助成には、四つの種類があります。

一つ目は、スタートアップ助成です。こちらは、設立から3年目までの団体を対象として団体の立ち上げを支援する助成です。

二つ目は、分野指定助成です。先ほどご紹介した四つの分野に該当する事業に対して助成を行います。

三つ目は、テーマ指定助成です。これらの三つの助成は、公募により助成団体を決定しています。

最後に四つ目は、団体指定助成です。こちらは、寄附者から団体指定寄附があった場合に寄附を受けた団体が申請するものです。助成の種類の下に括弧書きで令和6年度の助成額に占める割合を示しています。令和6年度の団体指定助成の助成額は、全体の約4割、52件の助成を行っております。

ただいまご説明したように、さぼーとほっと基金の助成制度は、立ち上げたばかりの団体はスタートアップ助成を、団体の規模や活動が大きくなればそのライフステージに合わせて分野指定助成やテーマ指定助成、そして、団体指定助成を受けることができます。

続いて、寄附と助成の表の間にある矢印をご覧ください。

こちらは、寄附金がどの助成金に活用されるか、そのつながりを示したものです。例えば、指定なし寄附は公募の三つの助成のスタートアップ、分野指定、テーマ指定に活用しており、分野指定寄附、テーマ指定寄附、団体指定寄附はそれぞれの助成で活用しております。

また、冠基金は、分野指定助成のほか、冠基金を設置した寄附者からの申出により団体指定寄附として活用する場合があります。冠基金の設置者の中には、特定の分野やテーマを支援したいとの思いで冠基金を設置される場合があります。例えば、精神障がい者や若年認知症の方の自立支援を応援したいとの思いで設置された基金では、公募の募集に加えて、精神障がい者等への自立支援活動をされている団体への団体指定助成が行われていたり、寄附者の会社がある地元のまちづくりを応援したいとの意向から、地区の連合町内会等への団体指定寄附が行われたりする場合もございます。

次に、資料の中段をご覧ください。

(2)の団体指定助成の流れについてです。

この制度は、寄附者が寄附の行き先として希望する団体を指定し、札幌市の審査を経て

指定した団体に対して助成を行う仕組みとなっております。

具体的には、次のような流れで進みます。

図をご覧ください。

①は、寄附者から寄附をしたい登録団体について申出があり、札幌市に団体指定寄附が行われます。

②は、寄附が入金されましたら、市はその寄附金をさぼーとほっと基金に積み立てます。

③は、市から登録団体に対して団体指定寄附があったことをお知らせする寄附額のお知らせを送付します。

④は、寄附額のお知らせを受け取った登録団体は、寄附額に応じて事業を計画し、団体指定助成の申請を行います。

⑤の市は、市民まちづくり活動促進テーブルの審査部会での審査を経て、交付または不交付を決定します。

最後に⑥ですが、登録団体に対して交付決定通知、不交付の場合には、不交付の決定通知を送付しております。

まず、さぼーとほっと基金の寄附と助成の概要と団体指定助成の流れについてご説明をさせていただきました。

ここまでで、何かご不明な点などはございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局(下宮市民活動促進係長) それでは、続きまして、資料の下段の(3)団体指定助成の現状と課題をご覧ください。

団体指定助成は、ただいまご説明した流れに沿って行っておりますが、寄附者と登録団体との間に何かしらの関わりがある場合がございます。

具体例としましては、寄附者が登録団体で活動しているなど、寄附者と登録団体との間に寄附以外の形で関わりがある事例や、助成事業において、団体と寄附者との間で売買等の取引が行われる事例があります。

しかし、現状では、寄附者と登録団体との間で行われる売買等の取引などについてガイドラインなどを定めておりません。このような状況を踏まえ、これまでの促進テーブルの会議では、委員の皆様から、団体指定助成制度における寄附者と団体との関係性や売買等の取引の内容について、何かしらのルールを設けたり、慎重に審査を行う必要があるのではないかとのご意見をいただいております。

続いて、団体指定助成制度についてこれからご議論いただくに当たり、地方公共団体への寄附に関する法令の規定についてご説明します。

資料の右側の2の(1)をご覧ください。

まず、重要なポイントとして、国や地方公共団体への寄附については、寄附者に特別の利益が及ばないことが求められます。

この特別の利益とは、例えば、国などに対して寄附があり、その寄附金によって整備さ

れた施設を当該寄附者が専属的に利用させるような場合が該当し、寄附者への特別の利益を供与する場合には、国等への寄附として認められないこととなります。

さぽーとほっと基金の場合は、個別の助成の事業に対して、審査においては事業計画書や収支計画書、委託の理由書などにより、事業報告においては事業報告書や領収書などにより、適宜、確認や審査を行っております。

続いて、参考として、その他の法令の規定についてもご紹介をいたします。

(2) その他の規定をご覧ください。

一つは、いわゆるトンネル寄附です。

こちらは、寄附金が国や地方公共団体に対して寄附されたものであっても、実質的には特定の団体に渡ることが明らかであるような場合を指し、国や地方公共団体が導管（トンネル）でしかなく、寄附金がそのまま団体に渡るような事例を指します。このような寄附は、国等への寄附として認められておりません。

また、もう一つは、②の負担付寄附です。

こちらは、寄附に一定の条件が付されており、その条件が履行されなかった場合に寄附が解除されるようなものを指します。

例えば、学校を建築することを条件に土地を寄附し、学校が建築されなければ寄附が無効になるといった場合が該当します。

このような寄附は、地方公共団体に義務が課されることになるため、寄附を受けるのに議会での議決を要するなど、通常の寄附とは異なる取扱いが必要となります。

さぽーとほっと基金の場合には、団体指定助成では札幌市の事業として実施しており、助成金の交付先や金額は市民まちづくり活動促進テーブルの審査を経て、市が決定しています。

また、寄附の申出書やホームページにて寄附者の希望は尊重するものの、必ずしも希望どおりに助成するものではなく、また、希望に沿えなかった場合でも寄附金を返還しないことを明示しており、これらのトンネル寄附や負担付寄附には該当しておりません。

続きまして、資料2-2をご覧ください。

ここでは、団体指定助成における寄附者と登録団体との関係について、イメージ図を用いながらご説明をしたいと思います。

こちらは、寄附者である企業と助成を受ける登録団体（NPO法人）との関係をイメージ図にしたものです。

例えば、寄附者の構成員が登録団体でボランティア活動をしているなど、寄附者と団体との間に寄附以外の関わりがあるケースがございます。

まず初めに、企業とNPO法人との関係について整理が必要となりますが、左側の寄附者が会社の場合には、会社法に基づいて親会社と子会社、親会社と関連会社のように、議決権の保有割合などで定められたいわゆるグループ会社、関係会社という枠組みがございます。

一方で、右側の登録団体（NPO法人）は、特定非営利活動促進法に基づいて設立された法人で、定款に基づいて独立して意思決定を行っており、特定の企業が議決権を保有するというような親子関係は認められません。

また、NPO法人には出資金や資本金といった概念はなく、会計的、資金的にも企業とは独立しております。そのため、特定の企業がNPO法人を支配するような構造にはなっておらず、独立した法人として扱うことが適当であると考えております。

一方で、助成事業の中で寄附者と登録団体との間で売買等の取引が行われるなどして、結果的に助成金が寄附者に渡るように見えるケースが考えられます。

一つ目は、図の中心にある点線の①の矢印のように、寄附を受けた登録団体が寄附者と売買等の取引を行うケースです。

例えば、スーパーやコンビニなどの小売業を営む企業が子ども食堂に寄附をした場合、その寄附を受けた登録団体が子ども食堂で使う食材などを寄附企業やその系列店で買うようなケースが考えられます。

二つ目として、図の右側のカーブの点線②のように、寄附者が登録団体の活動に参加して、活動に対するボランティア謝礼が支払われるようなケースがあります。

こうした寄附者との売買等の取引や報償費の支払いがある場合、助成事業を通じて寄附者に特別の利益が生じる可能性があるため、審査や事業報告を通じて個別に判断することが求められます。

続いて、資料の下段の4の特別の利益についてをご覧ください。

まず、特別の利益とは何かについてです。

特別の利益とは、利益を与える個人または団体の選定や利益の規模が事業の内容や実施方法など、具体的な事業に即して社会通念に照らして合理性を欠く相当な利益の供与、その他の優遇に該当するものを指すとされております。

例えば、設立者や資源提供者である企業、いわゆる設立企業などに何かしらの利益が生じること自体は否定されませんが、受益者に対して設立企業等への就職を義務づけるような場合や、事業の実施に当たって合理的な理由なく設立企業等と独占的な契約を結ぶ場合などは特別の利益に該当し得るとされています。

続いて、特別の利益を与えること具体例についてです。

次のようなケースが挙げられております。

（2）の特別の利益を与えることの例をご覧ください。

法人が特定の個人や団体から土地や建物などの資産を通常よりも高い賃料で借り受けること、また、法人が特定の個人に対して過大な給与等を支給すること、このような経済的利益の供与や金銭、その他の資産の交付は、社会通念上不相当で、特別の利益を与えることに該当するとされております。

これらの特別の利益の定義や事例を踏まえまして、事務局では二つの見直し案を検討いたしました。

資料の右側の5の見直し案をご覧ください。

まずは、案の1です。

案の1は、寄附者と登録団体との売買等の取引を一切認めないというものです。

この案では、たとえ社会通念に照らして合理性のある、例えば適正価格での売買などであっても一切を禁止するという考え方です。このような厳格な対応を取ることで、特別の利益が生じるリスクを完全に排除することができます。

しかし、一方で、団体が自らの活動を広くPRし活動に賛同する寄附者を募るほど、結果的に活動の幅が制限されることとなり、団体の主体的な取組や発展の機会が損なわれるおそれがあります。そのため、市民まちづくり活動の推進という観点からは過度な制約となる可能性があるという点が課題です。

次に、案の2です。

案の2は、寄附者と登録団体との売買等の取引の内容や金額等により判断するというものです。

この案では、全ての取引を一律に禁止するのではなく、個別のケースごとに売買等の取引の内容や金額が社会通念に照らして相当かどうかを審査等によって判断します。

まず、一つ目ですが、寄附者と登録団体との間に売買等の取引がある場合、その取引の内容や金額が社会通念に照らして相当かどうかを審査します。

これは、先ほどのイメージ図の中央の①の点線に該当するものです。

例えば、登録団体が寄附者から物品を購入するといった取引がある場合、それが社会通念上妥当と認められるような通常の市場価格に基づいたもので事業に必要と認められるものであれば問題ありませんが、その価格が著しく高額のような場合には、特別の利益に該当する可能性があります。

次に、二つ目ですが、寄附者が登録団体でボランティアなどとして活動する場合、その活動に対して報償費が支払われるケースについてです。

これは、先ほどのイメージ図で、登録団体の中の報償費の支払いとしてカーブの②の点線で示しています。

この場合も、報償費の内容や金額が社会通念上妥当であるかどうかを審査によって判断します。

例えば、寄附者が登録団体でボランティアとして活動しており、その活動に対して報償費などが支払われる場合、ほかのボランティアと同様に謝礼や記念品が支払われる場合は問題がないと考えられますが、寄附者だけが特別に高額な報酬を受け取るような場合には、特別の利益に該当する可能性があります。

このように、案の2では、寄附者と登録団体との関係性や売買等の取引の実態を丁寧に確認し、助成金が適正に使われているかどうかを個別に判断することで、登録団体の活動に柔軟性を持たせつつも特別の利益を防ぐためのチェック機能を維持することができます。

以上を踏まえますと、さぼーとほっと基金制度の目的である市民まちづくり活動の推進

と特別の利益を防ぐチェック機能とのバランスをどのように取っていくかが重要な点となりますが、登録団体の自主的な活動や寄附者との健全な関係構築を妨げることなく制度の透明性を確保するという観点からは、案の1よりも案の2のほうが望ましいと考えております。

これまでの検討を踏まえた見直し案についてご説明いたします。

右下の(2)をご覧ください。

事務局では、次のような経費を助成対象外とすることを検討いたしました。

まず、寄附者と登録団体との売買等の取引に係る経費についてです。

このうち、社会通念上相当と認められる額の売買、賃貸借等を除いた経費は助成対象外といたします。

次に、寄附者が登録団体で活動する場合の当該活動に対する報償費等の経費についてです。

このうち、ボランティアへの謝礼や記念品など、寄附者とその他のものを区別せずに支払い、または配付するものであって、社会通念上相当と認められる額の報酬等を除いた経費についても助成対象外といたします。

今後は、これらの見直し案について寄附者及び登録団体に対して分かりやすく周知することで助成金が適正に活用されるよう注意喚起をし、団体指定助成制度の透明性を高めていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○倉知委員長 今の説明に対して、各委員からの質問と意見を聞いた上でこの見直し案でどうかを議論していきます。

まず、資料2の説明を聞いた上で、皆さんからご質問やご意見がありましたら挙手をお願いします。

最終的に、この見直し案でどうかというの、皆さんの多数決、意見とかをうかがいたいと思いますが、まず何か質問はありませんか。

○吉岡副委員長 前にも説明を受けたような気もしますし、個別の企業名は出す必要はないと思うのですが、具体的にこういう感じです、こういうところが問題ですという事例を出して教えていただけるとイメージしやすいと思いました。とある企業が、かなり関連のあるところに指定されて、そこだけが毎年使っているというような事例でしたか。

○倉知委員長 事業検討部会の方はイメージできないと思うので、差しさわりのない範囲で具体例を説明していただけたら、もっとイメージしやすいと思います。

○事務局(下宮市民活動促進係長) 事例としてイメージしやすいものとしては、企業の代表者がまちづくり活動をしたいということで自らが代表となってNPO法人を立ち上げられて、その企業からNPO法人に団体指定寄附をされているような事例がございます。

○吉岡副委員長 その場合は、ここの説明にあるとおり、税金なども優遇されるということですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） はい。

今回、寄附企業と登録団体の図をイメージで出しているのですが、この間に札幌市が入っているように、あくまでも会社からいただく寄附については地方公共団体である札幌市への寄附として扱われますので、法人であれば法人税の控除を受けられる形になります。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○武岡委員 資料2-1の左側の一番下のところです。

（3）団体指定助成の現状と課題ということで、具体例の①と②があるのですが、吉岡副委員長がおっしゃっているのは、ここをもうちょっと具体的に、我々が実際に審査しているときにどういうものが問題になっているのかをお知りになりたいということだと思います。

具体例が二つあるのですが、私の目から見ると、これは非常に曖昧といえますか、どのことを言っているのか、実際に審査をしている側からするとよく分からないと思う感じです。

例えば、①でこのケースかなと思ったのは、ある市民活動団体の代表者が、自分のやっている市民活動団体に団体指定で寄附をして、自分がその活動をするというものです。今この場で確認はできませんが、この団体の過去の助成金の使い道を見ると、この代表が自分自身で報償費などを受け取っていたりするわけです。

自分自身が寄附したお金で自分自身が活動をして報償費を受け取るのはどうなのだろうという疑問を申し上げたことがあります。私が①で思い浮かべたのはそのケースです。

②は、先ほどのご説明にもありましたけれども、小売業をやっている企業が団体指定で子ども食堂をしている団体に寄附をして、その団体が寄附してくれた小売業の会社で買物をするというもので、それはどうなのかと。ただ、私の記憶では、審査部会の方からそれを問題視する意見が出た記憶はございません。ですから、事務局がそういう問題意識をお持ちなのだと受け止めました。

私が今までこの場で何度も申し上げてきたのは、冠基金を設置している企業が、冠基金から団体指定でいろいろな団体に寄附しているのですが、大抵は関連があると思われる団体なのです。それはおかしいのではないかとずっと申し上げてきました。

もう一つは、代表の名前を冠した事業をやって、そこにその企業が寄附をするということで、それも違和感があるということを申し上げてきました。

これは、市民活動の趣旨といえますか、ここにさぼ一とほっと基金の年報がありますがけれども、そもそもの話をすると、さぼ一とほっと基金に寄附をするとこの税負担は軽減されるわけです。この年報にも書いてありますけれども、国や自治体に税金を納める代わりに市民によるまちづくり活動を直接応援することができるということです。つまり、寄附を一種の税金に類するものとみなして、その分の税負担を軽くしてあげますということです。寄附は税金と同じで、私は調べたのですが、寄附控除の考え方は公益性なの

だということです。寄附金控除というのは、通説的な見解として、公共ないし公益のための寄附を奨励するための特例的な措置なのだということです。

私の理解では、公益というのは不特定多数の利益であって、やっぱり幅広いものだと考えているのです。札幌市が札幌市に対する寄附を得て、それは公益性が高いですね。そのうちの一部がさぼ一とほっと基金という形になっていて、市民活動への助成に使うというのは、札幌市では手の届かないような公益的な活動をその市民活動団体がやってくれるということで税負担が軽減されるような仕組みにしているのだと思うのです。そのときに、指定なしの寄附というのは、広くまちづくり活動を応援したいということなので、全然問題ないと思います。分野指定、テーマ指定ぐらいであればいいと思うのです。

問題は、団体指定です。企業が、関連があると思われる団体に対して、団体指定で寄附をして、一方では税金を軽くしてもらって、冠基金がありますよとPRもしていて、でも、蓋を開けてみたら、それは団体指定しかやっていないと。ほかにもやっているならいいのですが、団体指定だけでやっているところが多いらしいのです。

事務局に経緯を聞いたところ、過去には、冠基金をつくるときは、100%団体指定でもいいよとしていたのを、その後、変えたということです。

なぜ変えたのかが気になりますので、100%団体指定というのは駄目だという意見がどこからか出てそうしたのではないですかと聞いたら、そこはちょっと分からないというお話でした。

団体指定というのは、資料2-2でイメージ図まで書いていただいて、これは問題ないということをおっしゃりたくてこうやっていると思います。企業とNPO法人である団体は別団体です。しかし、その企業の社員が団体で活動しているのだろうということは想像に難くないですし、その企業のCMで関連団体としてざっと出てくる中には入ってきます。

確かに、独立した別の法人ですよとなるかもしれないけれど、でも、そうであっても割り切れないというか、それでも問題ではないかという気はするのです。

○吉岡副委員長 武岡委員は随分以前からご指摘されていて、私も疑問に思っていたのですけれども、団体指定で寄附をしてもらわなければならない理由が何かあるのですか。

こういうやり方は困ると言うとも全部引き上げてしまうかもしれませんが、そうすると大変な不具合が出てくるということなのでしょう。

事務局としては、そういうわけでもないのですか。

○倉知委員長 さぼ一とほっと基金も寄附あつての助成ではないですか。そうすると、寄附先はさぼ一とほっと基金を使えなければ別のところで寄附という手段を取るわけで、何でも駄目だ、駄目だと言ってしまうと、さぼ一とほっと基金の活動自体が縮小してしまいますね。

○池田委員 その企業には、もうちょっといい形はないのかと言ったことがあるのですけれども、今、議論することが大事だと思います。

○倉知委員長 それは、企業側でも問題意識があるのですか。

○池田委員 私が言って、そう言われてみればという回答だったのですが、実際は、こういう制度があるから、これを使ったら税金は安くなるし、活動には使えるし、宣伝にもなるしという、今おっしゃっていることをずばっと向こう側からおっしゃったのです。もともと、そういう意図はなかったと思うのです。

○倉知委員長 悪気はないのですよね。

○池田委員 悪気はなかったと思います。

○吉岡副委員長 制度上はオーケーなので、別に悪気もなくでしょうね。メリットになるのでやっているのだと思うのです。

○倉知委員長 疑われないようにしてあげないと、お互いが不幸になります。

○池田委員 ただ、税金が免除になっていることについては、何らかの措置をしなければならぬことは確かかと思えます。

ですから、さぼ一とほつと基金をどういう位置づけにしたらいいかという問題を解決しないと、そこの話がちょっとできないと思っています。それで縮小しても、篤志家の人たちが思っていることを成し遂げようというところに向かっていくのか、こういうものも含めてやってこうということなのか、ちょっと議論が要るところかと思っております。

答えになっていませんね。

○倉知委員長 そこが決まらないと……。

縮小してでも厳密にやっていくほうはいいのか、見直し案のようにそれぞれ逐一判断しながら進むのか。

○上田委員 団体指定ということ自体、企業的に賢いやり方で、税金をうまく控除してそれを自分たちが社会的にも役に立っていると見せたいところに使ってもらう方法に利用されてしまっているということはあると思います。

最終的な趣旨はいいことだと思うのです。さぼ一とほつと基金というのは、税金に一度組み入れられることを考えると、減税のためにやるというのはちょっと違うのではないかという気がするのです。

今回のお話を事前にさせていただいたときも、法律上は全く問題なくて、独立した法人であるということや、売買をするのが社会通念上に適切であればということなので、こういう見直しの文言をつけることによって、自制といいますか、考えて行動していただければという思いがあるというお話がありました。ただ、市民感覚でいくと、法律上はそうかもしれないけれども、そう見えないよねという思いのほうが強いです。それから、社会通念上という言葉も、とても便利な言葉なのですけれども、その基準がどこにあるのかということが法律上はきちんと書かれていないと思うのです。

そうすると、確かに時間をかけてこれを10年ぐらいやれば、社会通念上、ここではないです、ここではないですとやっていけるのかもしれないですが、その間ずっと控除が続けられる、言葉は悪いですが、札幌市の税金を悪用のようになってしまうのはどうかと考えると、団体指定自体が必要なのかと思ってしまうました。

ですから、ここの団体にということではなくて、本当にテーマ指定とか分野指定的にどこに行くか分からないがという寄附の仕方にする、もうちょっと広くというふうになると思っていました。

○倉知委員長 上田委員のご意見は市民の立場というのが強いと思うのです。

○上田委員 あくまでも市民です。

○倉知委員長 例えば、企業側のするほうの立場とか、皆様の立場によって見方は変わると思うので、千田委員はどう思われますか。

○千田委員 おっしゃるところは、そうだなと感じます。

企業側として、あえて団体指定があるべきだという意見を出すのであれば、例えば、今、企業としては、こういうことに注力して支援活動を行っていききたいのだと言ったときに、広く何にでもということではなくて、特に子どもだとか、こういうことだと指定するような形で、特に今頑張っているこの団体を応援したいという意思をそこに入れられる、活用先を指定できるという面では、団体指定があるのはメリットだと思います。

今回の見直し案ですが、先ほどの社会通念上というのがすごく曖昧というのも、これを採用したときに、これは通念上どうかというのは、人の主観もすごく入ってくるので、難しいところだなと思いつつも、最初の時点で案の1のところまで厳密に認めないとしたときに、そのチェック機能を事務局側や審査側でどこまで果たせるかというところもあります。

私としては、案2の、私たち審査する者に審査の余地がある形がいいのではないかと感じています。

○倉知委員長 例えば、町内会ですと自分の町内会に寄附したりということがあると思いますが、土田委員のご意見を聞いてもいいですか。

○土田委員 立場によっていろいろ考え方が違うのでしょうけれども、一番最初の段階で、結局、この寄附をどういう形で集めるかという中で、確かに指定なし寄附というのが一番いいわけですがけれども、そうすると、使っているパーセンテージは非常に少ないわけです。ですから、漠然としたところに寄附をするのかという点も確かにあるのです。

ですから、特に企業側で税金の、我々ですとほんの僅かな中での税金ですから別ですけれども、大きな企業になりますとやっぱり100万円、何百万円という単位で寄附するよと。ただ、税金の免除もいただいて、なおかつ調べてみると同じ人がこっち側とこっち側というようなからくりがありますよね。そして、団体寄附の助成の場合はもう大体39%というかなり大きなウェートを占めているわけです。

ですから、これを全くなくするのか、あるいは、それがなくてもさぼーとほっと基金だからいいですよというのであれば別に問題はないのですけれども、これがあることによつてかなりの団体が利益を受けるということであれば、何らかの形で制限をつけながら残したほうがいいのかなどという感じがしないわけではないです。皆さんの意見はどんなものでしょうか。

○倉知委員長 見直し案に対しては、いかがでしょうか。

○土田委員 見直し案については、今までのものを是正しようということで見直し案ができてきているわけですから、これで是正できるかどうかはまたやってみないと分からないのですが、是正できるのであれば、当分やってみて見直しを考えることも一つの方策かなと思うのです。

○重富委員 私は、この基金をいただいたこともあるのですが、やっぱりすごく助かったのです。

なくなってしまうのは残念なので、例えば、寄附者と登録団体との関係があるときには、どうしてもそこを使わなければいけない理由を一筆書いてもらうということを付け足してもいいと思います。

例えば、子ども食堂のお野菜を買うのはどこでも買えると思うのですが、ここでなければ買えないものがあるというときには、それを理由として書いてもらうとか、そういうことがあればいいと思います。

見直し案については、申請する側も基準が欲しいなというところがあります。例えば、ボランティアでお願いするときに、仲間内ではないですけれども、手伝ってもらうのに3,000円が妥当なのか、今の時代の時給で考えたときに、一日手伝ってもらって3,000円というのはボランティアではないのではないかなど、その辺がある程度の基準をいただくと申請する側もそこが計算しやすいというところがあると思います。

逆に、そういう企業でボランティアやNPOをされていても、例えば、講演料、講師料が10万円が妥当なのか、5万円が妥当なのかとか、そういったところも企業側でちょっと見ていただくと目安になると思ったので、そういった基準があるとうれしいなと思いました。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

○吉岡副委員長 見直し案の①、②を行うことで、状況は改善されるでしょうか。私はされないと思うのです。なので、この問題に対しての対応策としてはあまり適当ではないのではないかとこの疑問があります。私は、上田委員の意見に賛成です。

団体指定ではなく、分野指定で子どもの健全育成だとしていただければ、それに関連するところに行くわけですから、団体指定ではなくても、企業の思いというのは一定程度実現できるのではないかと思うのですが、皆さんはそう思いませんか。

どうしても関係するところの団体でなければやらないということになって、そこが引き上げるのだったらそれはしょうがないのではないですか。

税金を優遇して宣伝にも使って、それでというのは、市民感覚としては、行政がそんなことをやっていいのですかというくらいのイメージで私は聞いておりましたが、皆さんはどうでしょうか。

○倉知委員長 団体指定は随時の審査部会でやるもので、分野指定だと公募になるので、またやり方が違ってきます。もらう側としても、団体指定というのはそもそも流れが違う

ので、全くなしにするというのはちょっと無理があると思います。

確かに、企業もこれだとあまり分からないとは思いますが、注意喚起ではないですけども、ちょっと気にしてくださいねというようなものを反映させることによって、企業側のほうにも問題意識を持ってもらって、気をつけなければいけないという意識を持って変わってくれるのを期待しながら少し様子を見つつ、それでも駄目ならまた検討するということかと思えます。

まずは、いきなり駄目と言うのではなくて、徐々に徐々にまずはやってみて、でも、ちょっとプレッシャーを与えつつという感じかと思えます。

○吉岡副委員長 今の説明だと、団体指定は一定の役割があるので、いきなりなくすのは乱暴だということは理解しました。どういうふうに変えていけばいいでしょうか。この見直し案の①、②だと、どうだろう……。

○千田委員 この見直し案を明文化することによって、それに当たる疑義を我々が持っているということを初めて伝えられるようになると思うのです。

○吉岡副委員長 そうですね。

○倉知委員長 まずは、取っかかり的な感じではないですか。

○池田委員 私の今までの経験からいきますと、団体指定も何回かあるのですけれども、全てにおいて私からということではないのです。例えば、身障者の団体や何らかの団体から、これを寄附してもらえないだろうか、そんなに必要なのですかと言うと、いや、税金も安くなるし、してくれないですかということで寄附をしたという経緯があるのです。

もしかしたら、団体的なものについては、要望するところが申請を上げてもらって、それが正しい運用をされるかという基準をつくってやることによって、今の議論はかなり解決するのではないかという印象があります。

文言とか、制度上どうしていったらいいかというところは頭が整理されていませんけれども、恐らく、ほとんどのところが、ここに寄附をしてもらいたい方はいらっしゃいませんかと言ったときに、それをしますよという人が現れると成り立つのではないかと思いますので、そこをサポートしてあげるような制度を意識してつくってあげるととてもいいと思います。

今のところはこういう寄附する制度があるので、内々でちょっと話をして、私が申請するからこうしてくれというように税金の制度をうまく使ってしまう形になっているが、もともとこれをやりたいという人たちがたくさんいると思うのです。それにどう手を差し伸べてあげるかというところが本来であって、そのためには、これは前から思っているのですが、このさぽーとほっと基金はどこから始まっているのかということです。もともと、こういうことに資金が必要だという人に対してどういう制度が考えられますかというところからスタートしていなかったのではないかと思うのです。こういう寄附をしてくれたら税金が免除になるので何かありませんかというほうからきているので、いつもミスマッチがあるのではないかという気がしているのです。

ですから、そのこのところは自分なりに整理をしてみたいと思いますが、行政側としてはそのあたりはいかがでしょうか。

○事務局（奥木市民自治推進室長） 今の池田委員のご指摘にお答えしますと、我々も関係団体ではなくて登録団体と寄附を結びつけるという努力をしています。それが効果的かどうかの評価は別として、そういう観点です。大部分は、先ほど出てきた企業のようなやり方ではなくて、説明にもありましたように、例えば、地域を指定しての団体指定や、テーマを指定しての団体指定というところがほとんどだと考えております。

ただ、ご指摘に関しましては、それが団体指定助成の本旨になろうかと思っておりますので、応援したい方と応援を受けたい方をつなげていくということが非常に重要になろうかと思っております。その上で、税法上で認められている法人税の控除なり個人の所得税の控除なりが一つきっかけになっていることも間違いないと思っております。

○池田委員 私なりに整理していきたいと思っております。

○倉知委員長 まず、これはこれで進んでもいいと思うのですがけれども、それとは別に、池田委員がお話ししてくださったことも反映した上でというのがいいと思っております。元がずれていると、いつまでたってもよくなるので、今すぐにどうこうではないですが、いずれ、そういうことを反映してやっていくことはきるのですか。

○事務局（奥木市民自治推進室長） 団体指定の趣旨の原本を見直して、寄附を受けたいところと寄附をしたいところのつなぎに力を入れていくべきだと捉えたのですけれども、そういう捉え方でよろしかったでしょうか。

○池田委員 この制度はもともとどこから出発したものだったのかとすごく思うのです。

寄附をしたいという人というのは、青少年に役立ってほしいとか、ざっくばらんに、ある意味では曖昧なエリアに寄附をさせていただきますというのが一般的だと思いますが、このためにこの制度を使って助成をしたいというのはいつ頃から出てきた発想なのでしょうか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 団体指定の寄附と助成の制度については、このさぼ一とほっと基金の立ち上げ当初からあります。さぼ一とほっと基金自体は札幌市の自治基本条例がベースになっておりまして、市民の方が主役のまちづくりをしていこう、それを進めるために、市民まちづくり活動を促進するための条例をまずつくって、そこに基づいて基金を設置しています。

ですから、この基金自体は市民まちづくり活動を促進しますという目的でつくられたもので、その中で寄附の種類として、指定なし寄附と分野指定寄附とテーマ指定寄附と団体指定寄附の四つのメニューを用意して進めているところです。

先ほど、池田委員がおっしゃったとおり、寄附した先がだんだんクリアになっていくといたしますか、漠然とまちづくり活動を応援したいようであれば指定なし寄附になりますし、子どもの分野であれば分野指定になりますし、さらにそこから踏み込んで、この活動をしている団体を応援したいとなったときに知っている団体を指定して寄附をいただくという

流れになっているかと思えます。

○上田委員 今のご説明を聞くと、団体指定寄附は1対1で、特定の団体に特定の企業なり特定の寄附者が指定をして寄附をするということですね。

そうすると、寄附を受けるところが、大学とか公共的な大きな団体だと寄附控除などのシステムを持っていますが、小さい団体はそれができないから、一度、札幌市で受けると、税控除ができて、その団体に寄附ができるという流れになってしまうような気がするのですけれども、その理解でいいですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 今、上田委員がおっしゃられた寄附控除は、例えば、NPO法人の中でも一握りの団体は認定NPO法人という枠組みがあり、その認定NPO法人になると、法人に直接寄附をすると税控除が受けられる仕組みがございます。

さぼ一とほっと基金については、札幌市が助成先を決める審査を経て決定することで、そこに至らないまでの間にある立ち上げの段階から、団体を広く支援している助成制度です。認定制度の間の部分をさぼ一とほっと基金が応援をしている形になります。

○上田委員 ということは、どこに行くかが分かっているから、税金を免除してもらえることが分かりつつ動いているということですね。寄附する側がですね。そういうことだなという理解ですが、そうすると、団体指定をする際に、法律的に独立した法人と心情的に独立した法人の違いがはっきりしない限り、今の議論はずっと続くなと思って聞いていました。

ちなみに、案の①と②で言うと、まずは②の社会的通念と書くしかないのだろうと私も理解していることを申し添えます。

○事務局（西山市民自治推進課長） 今の点は、心情的には分かる部分があるのですが、先ほどもご説明させていただいたように、関連会社とグループ会社であれば会社法にのっとって定めがあるので明確に区分できるのですが、このようなNPO法人が、会社法で言うようなグループ的な関連性があるということを何をもって言えるのか、線引きをするのかというのは非常に難しい。したがって、団体指定に対する寄附というものは、いろいろなお考えはありながらも、それぞれ独立した団体であれば、一定、認めていくことでいいのではないかと思います。

その中で、今回の議論というのは、そこからまた寄附者へ何らかの形で還流があるのではないかと議論に対するアンサーとしての見直し案の①、②であって、その還流の疑義に対する考え方を今回は整理させていただいたという内容になっています。

○武岡委員 団体指定についてちょっと問題があるのではないかとということはずっと言い続けてきたので、私だけではなくて、ほかの委員も一定程度は共有していただけたと思って聞いておりました。

今、還流ということをおっしゃられて、私も確かにこれまで還流みたいな言葉を使ったことはあったのですが、それは、寄附をした企業に戻すというイメージよりは、本来、公益性ということで不特定多数のために広く使うべきものを私益とか共益ぐらいのレベルの

中で、すごく小さいところで回しているのではないかというぐらいの意味で使っております。ですから、還流という言い方はよくなかったのかなと思います。

多分、私が還流と言ったので、還流ではないよということで資料2-2の図をおつくりになったと思うのですけれども、私のイメージはこれとは少し違いますし、これを示されても、独立しているからといって問題がないというふうには言い切れないと思います。

どこで見極めるのが難しいというお話がありましたけれども、ちょっと調べたら、グループ企業あるいはグループ団体みたいな感じで自ら公表していることなので、それを確認するのは別に難しいことではないと思っております。

この見直し案についてですけれども、私もちょっと違和感があります。見直し案の①と②がありますが、ここで言っている見直し案というのは、具体例の中の②でしょうか、具体的に言うと、小売業をやっている企業が子ども食堂に団体指定で寄附をした、そこがまさに寄附先の小売業で買うのが妥当なのかどうか、よいのかどうかということですが、私は全く問題ないと思うのです。というのは、どこかで買わなくてははいけませんし、それを寄附者である小売業の企業がうちで買えと言ったら問題ですけれども、何十万円、何百万円というふうにはならないような気がしますし、そこは全然問題ないと思うのです。

ですから、審査等を通じて個別に判断するという案の②で全く問題ないと思っております。

具体例の①で私が思ったのは、先ほども言ったように、市民活動団体の代表をしている人が自分自身でその団体に寄附をして報償費を受け取ることは問題ではないかということですが、これは次回のテーマではないかと思いました。次回、助成対象経費について議論するのですよね。その話なのではないかと思っています。

その点で言うと、この会議でも何度も言っていますけれども、独立行政法人がやっている子どもゆめ基金というものがあります。そこだと、例えば、謝金は団体構成員及び共催団体の構成員のうち、当該団体から給与、手当等の支給を受けている者に対する謝金というのは助成対象外になっています。こういったものも参考にしていきたいと思います。

私の知る限り、さぼりとほっと基金で助成を受けている団体で子どもゆめ基金に申請をしているところは結構ありますので、そういうところは札幌市に比べると厳しいかもしれませんが、そういうやり方をしています。

別的话题をよろしいでしょうか。

案の2だと、審査等を通じて個別に判断するというので、そうすると、今以上に審査部会での審査が重要になると思うのです。資料2-1の右下の色つきになっているところに、「寄附者の希望は尊重するものの、必ずしも希望どおりに助成するものではなく、また、希望に沿えなかった場合でも、寄附金を返還しないことを明示しており」とあります。同じ内容が「札幌市市民まちづくり活動促進基金に対する寄附の受理に係る事務取扱要領」の様式1（寄附申出書）の中にも明記されています。これまでの個別のやりとりではこれとは違う説明があったこともありますが、この機会に、団体指定は審査を通すことが前提

ではないということを確認させていただきたいと思います。

○倉知委員長 希望に沿えなかった場合でも寄附金を返還しないというのは、その寄附金は、どこに行ってしまうものなのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） これは、負担付寄附に関連するところなのですが、寄附が通らなかつたら寄附金を返しますというものではないです。寄附者にもらったお金を返すことはいたしませんということです。

○倉知委員長 その寄附したお金は、結局、どこに行つて、どう使われることになるのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 現状では、団体指定寄附で審査が通らず不交付になった場合は、また次に事業を見直して申請していただくということです。団体指定の助成申請が、審査で、これはまちづくり活動として適当ではありませんという結果になりましたら不交付として決定するのですが、団体指定寄附としては残ったままになりますので、その結果を受けた団体は、自分の事業の見直しをして、次の別の事業を提案して申請していただくと。そのために、今、審査部会の皆様に、委員のコメントでこういった部分が問題ではないですかというものをフィードバックする形になっています。

○倉知委員長 あくまで、その寄附金は保留されているだけで、最終的には団体が指定した寄附先に必ず行くということなのですか。見直しをして合格点をもらえたら、最終的には結局もらえるということですね。逆に、通らなかつたら、ほかのものに使われてしまうのかなど。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 通らないのが続いて団体が申請をやめてしまうと、それは引き上げることになります。一定期間、申請がなければ団体の寄附としては残すことができないので、分野指定などに振り替えます。ただ、それは団体が申請することを諦めた場合です。

○倉知委員長 それに対して、寄附者のほうは、ああ、そうですかという感じなのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 寄附者に対しては、あくまでも、あなたの希望として寄附を受け入れますというところでやり取りが終わるので、寄附者に対して、あなたの寄附からこの助成が決定しましたというフィードバックは特にしていません。ですから、寄附者としては、希望して寄附をしましたが、助成されるかどうかは寄附を受けた団体の事業次第になるということです。

○上田委員 今の話でいくと、例えば、10万円寄附をされて、それを指定団体が申請したけれども、10万円のものには当然ならなかつたと。次の年に、もう一回、その10万円に相当するものを申請したと。それがもしよければ取れるけれども、また駄目だったらそれは10万円のまますつと残っているということで、その指定先の団体が5年、10年やっても取れなかつたとしても、それはそのままあるというお話ですね。そして、寄附者が寄附した10万円は、指定団体が出し続けていけば、その指定団体以外の団体は使わないということですよ。

○事務局（下宮市民活動促進係長） そのとおりです。

○上田委員 どんないいことをしていても、申請書が十分に書かれていなくて、何だろう、何だろうと思いつつ読んでいるような申請書もあるのです。ですから、それが続くのであれば寄附の対象にならないというものがあってもおかしくないということですね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） ですから、まさに今年から、ここが問題だったという部分を委員の皆様コメントとして団体にお伝えするという取組を始めたので、それを団体が受け取って、今度はこの部分を直さなければいけないのだなということを伝えていけたらと思います。団体を育成するという観点もございますので、何か気になる部分がありましたら、コメントとしてフィードバックいただけたらと思います。

○倉知委員長 例えば、今のでよくなったらまたもらえるようになるということは分かったのですが、そもそも寄附者がこの団体に寄附しているのはおかしくないかという場合は、団体自体に審査員が疑問を持っている場合はずっと合格は出ないということですね。そういう場合は、もう根本を変えない限り、いつまでたってももらえないということですね。ということは、根本を変えなければいけないということですね。

私は話をずらしてしまっていますが、でも、そういうことですね。

○千田委員 先ほどの事例に関しては、そもそもその団体が指定されて使うということ自体が問題ということですよ。

○武岡委員 名前がついていなくても、実は寄附者の息がかかっている団体だったりしませんか。ちょっと調べたら、これは関係ある団体ではないかというものがあつたりします。

○事務局（西山市民自治推進課長） どこまで線引きができるかというか、息がかかるところの主観的な部分も含めて、非常に難しいと思います。それをもって判断するというのを対外的に説明して、息がかかっているから駄目だよということを言うていくのはなかなか難しいのではないかと思います。もしそこで判断できるという基準があれば、逆に教えていただきたいです。それは難しいのではないかと思います。

○武岡委員 例えば、年報ですが、団体名に企業名は入っていないですけども、イベント名には入っているのです。私の記憶だと、寄附者は別の企業になったような気がしますが、相変わらず、これはその企業が持っている会場でやっているのです。ということは、その使用料が企業に入るわけです。

先ほど言い忘れたのですが、団体指定をやめてしまえばいいのではないかと2人の方から言っていたのですが、私は、団体指定そのものをやめろとまでは思っていません。というのは、寄附をする側からしたら、自分でここに寄附をしたいという団体があったらそこに寄附できるというのはすごくいいことだと思いますし、寄附文化を醸成するという意味でも、団体指定という制度自体は悪いものではないと思っています。ただ、先ほどの事例みたいなものを見ると、やっぱりちょっとおかしいと思うので、そういうところは少し規制をした方がいいのではないかと思います。

例えば、この年報を見てもよく分からないことが多いのです。ある冠基金から関係団体

に団体指定で寄附がされているということは、これを見ただけでは分からないようになっているのです。それはなぜなのか、隠しているのかなとも思ってしまうのです。情報を公開したうえで、見る人が見たら、これはおかしくないかと気づくと思うのです。なぜ企業が自分の名前のついた団体に30万円も寄附しているのかと思う人がいると思うのです。寄附者の名前も出したらどうですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 年報に関してご説明をさせていただきますと、年報については助成の種類ごとに作成しておりまして、あくまでも団体指定助成がありましたということで報告しているものです。

今、武岡委員がおっしゃったところだと、例えば、大口の寄附であれば、そこからの寄附金しかない事業という可能性はあるのですが、団体指定助成の中にはたくさんの寄附者がいらっしゃる場合もありますので、その寄附者を紹介するものではないです。あくまでも団体指定助成を受けた団体の事業を紹介するというで年報を作成しております。冠基金の名前を掲載するのは、公募の助成だけです。

ですから、団体指定助成に関しては、寄附者の名前は入っていない形になります。

○吉岡副委員長 何とかしてくれないでしょうかね。

○倉知委員長 お金があるから寄附をして恩恵を受けたいのは分からなくはないのですが……。

○武岡委員 やっぱり、最初に100%団体指定でいいとなぜしてしまったのかと正直思います。まずくないですか、100%というのは。途中から変えるのはすごく難しいことだと思うので、寄附者からしたら、設置するときには100%団体指定でいいと言ったではないかと思えますよね。

○千田委員 冠基金ができたときに100%団体指定でオーケーだったとして、ルールが変更になって、団体指定100%は駄目ですとなるまでの分の金額が団体指定に全額寄附されるというのは仕方がないと思うけれども、それ以降、今は100%団体指定ということではなくなっていますね。

○事務局（西山市民自治推進課長） 金額の範囲内においては、ルールが変更になっているということでのお話かと思えます。

○千田委員 ルールが変更するまでに寄附された金額が100万円、それ以降に寄附されたのが100万円合計200万円として、当初の約束どおり団体指定に100万円の全額が寄附をされた後の残りの100万円については、全額が団体指定にならなかったとしても寄附者は異議を唱えることはできないということですね。

○倉知委員長 多分、皆さんの問題意識は同じだと思うので、何らかの形で寄附者に言って変える方向に行けたらいいですが、なかなか厳しいのですね。でも、そういうふうになっているということは伝えてください。そうではないと、お互い不幸ですからね。

また、見直し案については、ひとまず、事務局でやってくれたほうで進めてもらうということでもいいですか。

そして、皆さんが気になっている取扱いについては、そういう問題を持っていることを伝えていただいた上で、もし変えられるのであれば、そこら辺も議題になるような方向にいずれは持っていくようにして、経費などで問題になるようなところは次回にまた議論するということですね。

○事務局（西山市民自治推進課長） 全てを変えるのはなかなか難しい経緯もありながら、公募だったり、他の団体への助成だったり、公募のほうに回せる範囲の中でというところで、現状よりは少しでも分散できるような形の投げかけができるかどうかも含めて検討させていただくということによろしいでしょうか。

○倉知委員長 何か形が見えれば、皆さんも少しずつ納得していただけたらと思います。

○事務局（西山市民自治推進課長） 繰り返しになってしまうけれども、息がかかっていると、どこまでどう捉えていくかというのは非常に難しい問題だと思います。感情論としては非常に分かりますし、0から100までの間にグラデーションはいろいろあるのかなと思いつつながら、それを判断の基準として使うは難しいところがあるのではないかと思います。

ただ、皆様のご見解というか、思いというものも今日の会議の中で理解しましたので、そこをどういう形で反映できるか、考えさせていただければと思います。

○倉知委員長 よろしくお願ひします。

○上田委員 すみません。資料2-2の(2)の見直し案を承認しようというのが先ほどの提案ですね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） そうです。

○上田委員 そうすると、(2)見直し案の②の文章ですが、「ボランティアへの謝金、記念品等、寄附者とその他のものとを区別せずに支払い、又は配布するものであって、社会通念上相当と認められる額の報酬等」という文章が私はすんなりと頭に入ってこなかったのです。

ですから、この文章の理解として、寄附者とその他のものと区別せずにボランティアへの謝金、記念品などを支払い、又は配布するものであってと、順序を変えたほうが分かりやすいと思いました。

○倉知委員長 ここら辺は3、4のところでもた議論することになっているので、そこは大丈夫なのですね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） まず、今回、この方向性についてご了承いただいた上で、また次回に3、4の対象経費の部分もございますので、それを踏まえて最終的に募集要項なりに載せていくことを考えています。

○倉知委員長 もっと分かりやすくなってくると思います。

○上田委員 分かりました。このままだとちょっと分かりにくいので、誤解を招くと思いました。

○倉知委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○倉知委員長 では、次に進めさせていただきます。

3. 連絡事項

○倉知委員長 事務局から連絡事項等をお願いします。

○事務局(下宮市民活動促進係長) それでは、資料3をご覧ください。

こちらは、1枚目が令和6年度のテーブル会議の開催実績となっています。

本部委員会は全4回、事業検討部会は実施せず、審査部会は8回開催しました。

続いて、2枚目の2の令和7年度の予定をご覧ください。

本日の冒頭にご説明させていただいたとおり、令和7年度はさぼーとほっと基金の見直しに関して取り組んでまいりたいと考えております。

事業検討部会については、部会の役割として、市民まちづくり活動を促進するための方策等の提案や、基本計画の施策状況の検証等を行っていただいておりますが、令和7年度は、昨年度に引き続き、さぼーとほっと基金の見直しが主な議題となります。

この基金の制度見直しに関しましては、各部会個別ではなく、さぼーとほっと基金による助成の審査を担当いただいている審査部会を含めたテーブル委員全員がメンバーとなっているこの本部委員会で審議したいと考えております。

そのため、本部委員会につきましては、第2回を8月頃、第3回を10月頃、予備会として第4回を12月頃に開催できたらと考えてございます。

事業検討部会については、現時点では開催を予定しておりませんが、今後、協議いただくべき事項がございましたら開催をお願いしたいと考えております。

審査部会につきましては、この後、7月に団体指定助成の審査と後期公募の助成に関するプレゼンテーション審査がございますので、引き続き、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

○倉知委員長 それでは、ただいまの説明に対して、各委員からご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

○千田委員 8月の本部委員会の日にちは、もう来ていますか。

○事務局(西山市民自治推進課長) これからです。

○池田委員 私が気になっているのは、審査部会はかなりボリュームがあるような気がしているのですけれども……。

○倉知委員長 事業検討部会がないのであれば、審査部会のほうを一緒にやってくれたらとも思います。そうしたら、分かるだろうし、ただ聞いているよりイメージしやすくなるのではないかと思います。

何年かに1回の基本計画のときがありますね。あのときは事業検討部会のほうは大変だと思うのですが、そういうものが終わった後は、令和6年を見たら実施せずとありまして、

だったら、審査部会をみんなでやればいいのではないかと考えていました。

○池田委員 運用も考えていったほうがいいという気がしております。

○倉知委員長 今聞いているここで問題になったことを議論する場をやってくれるとかね。

○千田委員 前期の公募のプレゼンテーションだけでも、事務局としては謝礼の予算の兼ね合いもあるのかもしれませんが、一度、公開プレゼンをご覧くださいと大変課題が見えてくるというか、はっと思っていただけで、本部委員会の議論もすごく深く進んでいくと思います。ですから、年に1回でも機会があるといいかもしれませんね。

○倉知委員長 団体指定助成だって審査シートが送られてくるのを何回かあるうちの1回ずつ誰かが加わって、あれは6人ぐらいいるのでしたか、2か月に1回やっているから、「今回は事業検討部会の誰々さんも参加」みたいな感じで参加してもらったら、よりイメージがつかめると思います。

○池田委員 根本的な問題もありそうなので、今年はどこまでできるか分かりませんが、運用の仕方を少し検討していくことはとても大事ではないかと思えます。それによって、効率がよくなったり深みが出たりするような気がするのです。

○倉知委員長 市民委員も本部委員会だけだと困るでしょう。まだ上田委員は審査を見ているからイメージできるけれども、困りますよね。

○事務局（奥木市民自治推進室長） ご意見の趣旨はよく分かりました。

事務的な話をしますと、合格点などを要綱で定めておりますので、人数に応じてその辺の点数を変更していく必要があります。これに関して、7月27日までやるというのは、団体への周知も含めまして実務上厳しいのですが、来年度からは、例えば審査部会席があって人が毎回替わるとか、その辺はご相談が要りますけれども、次回に関しましては、審査委員として参加というより、見に来ていただくとか、プレゼン後の審査風景も見ていただくということが現実的ではないかと思うのですが、いかがですか。

来年度以降については、また相談をさせていただきたいと思えます。

○千田委員 私としては、審査部会の方々に公開プレゼンテーション審査に来ていただくというイメージでした。私は、審査委員が毎回替わると、基準もぶれぶれになってしまうと思うので、基本の1年間の審査委員は固定で、オブザーバー的にご覧いただくような機会を設けたほうがいいのではないかという趣旨でした。

○倉知委員長 審査委員がもらっている審査シートとか申請書みたいなものがありますね。それを事業検討部会の方も見るというのはまずいものなのですか。見たことがないですよ。それは審査部会の人だけに留めておいたほうがいいですか。

見ることで、団体に対して気づくこともあって、本部委員会のときに意見などをしやすくなると思えます。別に全部ではなくてもいいですが、少しでも見られたらいいかなと思えます。

○事務局（奥木市民自治推進室長） 今はこの状況なので、一度持ち帰って、支障がなければ共有する方向というようなことでよろしいでしょうか。

○倉知委員長 お願いします。

○事務局（奥木市民自治推進室長） 確認ですが、それは参加される方々にとということでしょうか。それとも、皆様にとのご趣旨でしょうか。

○倉知委員長 みんな同じではないでしょうか。みんな委員なのだから、参加に関係なく見ていいと思います。

○池田委員 もうちょっとフレキシブルにいろいろな組合せをしていって、委員会全体でこの課題を解決するような方向に持っていかれたらいいと思います。

ですから、オブザーバーで入ってもらってよければ、次にこうしようとかというような形に、長いスパンでもいいと思うのですけれども、ご検討いただければいいと思います。

○事務局（奥木市民自治推進室長） オブザーバーとしての参加でよろしければ、それは妨げるものではないです。

それから、大変申し訳ないのですが、その場合でも、審査部会の委員の皆様には謝礼ということで用意をさせていただいていますが、実務上、その分を見ていないところがあります。その点をご了承いただけるかどうかというところが我々は気になります。

○池田委員 そういうことも想定した予算を組むぐらいでもいいと思います。

○事務局（奥木市民自治推進室長） 来年度以降の形につきましては、また議論をさせていただければと思います。

○上田委員 そういう意味では、次回の制度見直しのときに、実際にどういうお金の動きがあって疑問に思っていたかというのが参考資料として、どこの団体というのは出ないまでも、こういうところが問題だったということが資料に出てきたら、この場でも議論がしやすいのかなという気がしました。全く見ていなくて謝金がどうのこうのというよりは、参考資料があったほうが分かりやすいと思います。

○事務局（奥木市民自治推進室長） 資料の話と、実務上、来ていただいて、それに対する対価という点で違うところがあるというお話をさせていただきました。

○上田委員 それが今年は難しいのであれば、次回のときに、もうちょっと現場が分かるような資料にしたほうがお話しがしやすいと思いました。

○事務局（下宮市民活動促進係長） こちらの場で皆様にお渡ししている資料は、基本的には公開するものになりますし、傍聴の方にもお見せする資料になりますので、どこまでその実際の団体が出してきた資料を公開してしまうかという部分の問題がございます。もしお渡しするとなると、特定できないぐらいまで黒塗りにしてしまうのか、こういった趣旨のものであるというものを一からつくるのかのどちらかになってしまう可能性があります。全体会議で使うとしたら、そういったことをする必要はあるのかなと事務局側としては感じました。

○倉知委員長 一からつくったら負担が増えてしまうので、つくる必要はないと思うのですけれども、そもそも、私たちがCDなり自分でダウンロードしたりして資料を入手するのと同じように、事業検討部会の方が入手するのはまずいのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） そこは、どういう規制があるかを確認させていただきたいと思います。個人情報保護の観点もありまして、今はこの部会で使う資料ですということでお渡ししているのですが、オブザーバーとして参加いただくときに、どこまでのものをお渡しできるか、規定などを確認させていただければと思います。

○倉知委員長 もし可能なら、みんな一緒にテーブル委員として見られる方向に持っていただけなら深い議論ができると思うので、確認をお願いします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） はい。

○武岡委員 場合によっては、特定の団体名を出してお話をするときには傍聴者の方に外に出ていただいて、非公開でできるようにするという事は、規定上、何か問題がありますか。

○事務局（西山市民自治推進課長） 実名を出さなければ議論ができないという相当の理由があるかないかだと思います。基本的には附属機関の審議は公開になるので、相当な理由があるかどうかですが、今日の議論の中でそれがどうか、私としては、それをもって非公開にするということは難しいと思っています。

○吉岡副委員長 7月27日のプレゼンテーションというのは、公開というか、委員の人以外も入ってもいい立てつけになっているのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） プレゼンテーションの時間と、その後、どこの団体に助成するかという審議の時間を別に設けていまして、プレゼンテーション時間自体は公開で、いろいろな団体が入れ替わり立ち替わり聞いています。それが終わった後に、審査部会の方を残してほかの方は退席いただいて、非公開での議論を行っております。

○吉岡副委員長 事業検討部会の我々が行ったときには、そのプレゼンテーションを見て、さらにその審査の様子を見学することができるのですか。

○事務局（奥木市民自治推進室長） 本テーブルの委員の皆様ということで、審査風景をご覧いただくのは問題ないと思っております。

○池田委員 今までの進め方が本当に正しいかどうかということは、市側もそうですし、私たちもそういう話をしていく中で、どういう形が効率よく価値のあるものになっていくかという議論をどこかでしておくべきだと思います。こういう規制があるから駄目だということではなくて、それをどうやったら生かしていけるかと前向きにお互いに捉えながら進んでいくことによって共有化されて、もっと深みのある議論になっていくと思います。すぐとは言いませんけれども、そういう方向に持っていくことが必要ではないかと思っております。

○倉知委員長 そうしましょう。

○吉岡副委員長 そういうことであれば、事業検討部会で議論をして本部委員会に持ってくるという建設的なやり方をするのはどうでしょうか。

○池田委員 自分の首を絞めるのは嫌なのですけれども、もっと意味があるようになっていくのであれば、皆さんも協力し合っていけるのではないかという感じはします。

○倉知委員長 事業検討部会をいつやるかというのは、基本的に事務局からやりましょうという感じで言うものなのですか。それとも、やったほうがいいよねということで何回かの予算を取ってやれるものなのですか。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 本日も議論いただいた内容は事業検討部会でお話しいただく事柄になります。ただ、今年度は全員がいる場で話したほうがよりいいのではないかとというふうに前向きに考えて、今回、このような場を設けさせていただいております。

○倉知委員長 だから、本部委員会が多くなっているのですね。

○事務局（下宮市民活動促進係長） そのとおりです。

○武岡委員 もともとは事業検討部会で話す予定だったとおっしゃったのですけれども、ふだんは審査に関わっていない事業検討部会の方々は、審査のことが分からないし、議論できないですよ。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 我々もそう考えたので、去年と今年はこのようにさせていただいております。

○武岡委員 その辺は、根本的にというか、事業検討部会と審査部会を分けているのは大丈夫なのかと私は前々から思っていました。

○吉岡副委員長 分けないほうがいいかもしれないですね。

○倉知委員長 分けている意味がないですね。

○武岡委員 事業検討部会と言うけれども、審査していなかったら分からないでしょうという話をしていましたよね、審査部会のメンバーで。

○吉岡副委員長 分からないものね、事業検討部会の人は何を議論しているのか。

○倉知委員長 でも、やっていたのですよね。

○事務局（奥木市民自治推進室長） 今日はいろいろな議論が出ましたので、規則の委員会の在り方まで皆さんから言及があるということであれば、そういった観点での議論をしていくべきかと思います。

○倉知委員長 本部委員会、事業検討部会、審査部会の三つを設けているのを変える場合は……。

○事務局（奥木市民自治推進室長） 我々で設けている規則を変更する必要があります。行政なので枠組みを決めておりますので、そこから変えていく必要がございます。

○倉知委員長 では、早めに計画しないと変えられないですね。

○事務局（奥木市民自治推進室長） 7月27日にどういう形でできるかというのは我々も整理させていただきながら、実際にそういった情報に触れていただいて、さらにご意見などいただければと思っております。

○倉知委員長 いずれは分けないで、みんな審査部会をやって事業検討部会もやる方向に変えて欲しいですね。多分、お忙しいので、上手に審査部会の割り振りをしながら必ず参加するみたいなね。そこら辺もよろしくお願いします。

ほかに事務局から連絡事項があったらお願いします。

○事務局（下宮市民活動促進係長） 特にありません。

4. 閉 会

○倉知委員長 それでは、以上をもちまして、令和7年度市民まちづくり活動促進テーブル第1回本部委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上